

対面式質疑応答（2回目）における質問・意見及び回答 第1報

件名 尼崎市新図書館整備等事業に係る募集要項等について

【質問】

No.	書類名称	頁	項目							質問・意見内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	募集要項	2	第1	3	(1)					「建ぺい率の上限：12%」について、例えば新図書館（都市公園法施行令第6条第1項第1号該当）の建ぺい率が10%を超えるが、公衆便所、公園管理事務所等の「同項各号に規定する建築物のいずれにも該当しない建築物」もあわせた建ぺい率が12%以下である場合、建ぺい率に関する規定に適合しているといえるか。	国の法令解釈に基づき、例えば下記①及び②場合は適合していることとする方針です。（公募対象公園施設や滞在快適性等向上公園施設を設置する場合を除く。） 【前提】 ・ 都市公園法施行令第6条第1項第1号に規定する建築物の建ぺい率をAとする。 ・ 同第3号に規定する建築物の建ぺい率をBとする。 ・ 同第1項各号に規定する建築物以外の建築物の建ぺい率をCとする。 ①A>0かつB>0かつC>0の場合で、 A≤12%かつB≤12%かつC≤2%かつ（A+B+C）≤22%を満たす場合 ②A>0かつB=0かつC>0の場合で、 A≤12%かつC≤2%かつ（A+C）≤12%を満たす場合 【参考】 「都市公園法解説（改定新版）」（編著：国土交通省都市局公園緑地・景観課）P131
2	別冊1 要求水準書（設計業務編）	7	第3	2	(3)					公園設計について、具体的な成果物が詳細に規定されていないように思うが、一般的なものと考えればいいか。	別冊1「要求水準書（設計業務編）」を修正するとともに、別紙として公園リニューアルに係る設計業務の成果物について記載した書類を追加公表します。
3	別冊1 要求水準書（設計業務編）	13	第4	3	(1)	ア	(ア)			「新図書館の計画延べ床面積は 4,000 m ² 程度」とあるが、4,000m ² からどの程度の乖離まで許容されるのか。	新図書館の計画延べ床面積が4,000m ² を超える場合の超過分の床面積は、その3%程度以下となるようご提案ください。（これを守らない場合に直ちに減点とする趣旨ではありません。）
4	別冊3 提案様式集Word形式	(様式2-10) 設計法人に関する資格等								設計法人としての参加要件を協力法人も含めて満たす場合、協力法人に関する実績等については、どのように記載して提出すべきか。	様式2-10が、協力法人の実績等により参加要件を満たす場合を想定した様式となっていないため、別冊3「提案様式集Word形式」を修正します。